

海上の森保全活用計画 2035(案)の概要

■ 計画の位置づけ

- ・「あいち海上の森条例」に基づき、知事が海上の森の保全と活用の基本的な取組をまとめた計画である。
- ・この計画の目標年度は令和 8 年度(2026 年度)から概ね令和 17 年度(2035 年度)とする。

■ 自然環境・社会的条件

【自然環境】 海上の森は、瀬戸市の南東部に位置し、名古屋市中心部から東方約 20km にあり、都市の近郊にありながら、広くまとまった森林とその中に農地、水辺地等があつて多様な自然環境を有している。

【社会的条件】 海上の森の面積は約 530 ヘクタール。海上の森保全活用計画対象区域の土地利用状況を、地目別にみると 91.9% を山林が占め、砂防地が 5.1%、田畠等農用地が 1.7% という割合になっている。

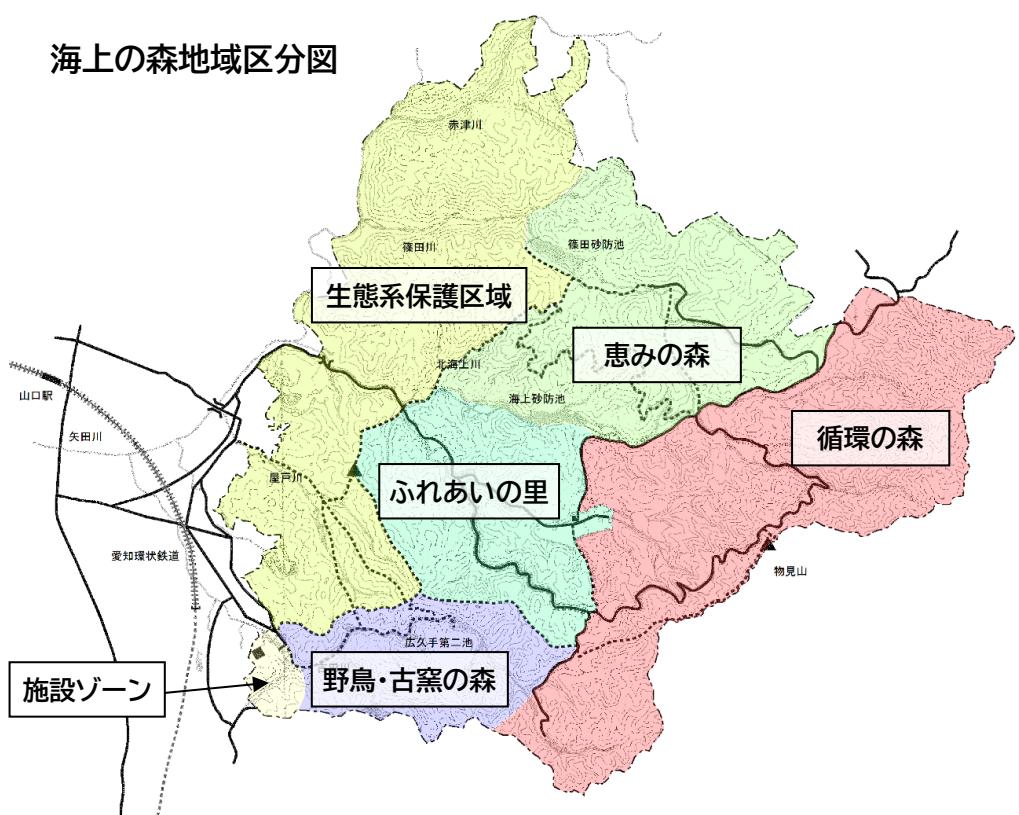
明治時代は 26 戸の民家があったとされているが、現在では大半の世帯が転出している。

【地域区分】 自然環境や植生、土地利用あるいは活用の面から 6 つに区分

注) 面積は概数で、条例の保全活用対象区域 510 ha の内訳として整理

地域名	区域	面積	特性
施設ゾーン	あいち海上の森センター区域	ha 5	愛知万博の会場地であり、瀬戸愛知県館を改修した本館を中心に海上の森の拠点となる区域
ふれあいの里	集落・農地を中心とした区域	43	里山としてのくらしや景観が残っており、海上の森での取組の核となる区域
生態系保護区域	屋戸川・寺山川流域及びその北部区域	166	貴重な動植物の生息生育環境を有しており、その環境を維持保全することが特に必要な区域
恵みの森	北側一帯の広葉樹林を主体とした区域	96	高齢化した広葉樹林が多く、緩斜面では、里山として管理・活用できる区域
循環の森	東側一帯の人工林を中心とした区域	148	人工林が大半であり、手入れの必要な林分が多くを占めており、育成と資源の活用を図る区域
野鳥・古窯の森	吉田川流域の広葉樹林を主体とした区域	52	高齢の広葉樹林が占め、古窯も存在しているところから、観察・学習などの活動を行う区域

海上の森地域区分図



■ 保全と活用のための取組に対する基本的事項

1 愛知万博記念の森としての保全

愛知万博の理念や成果を未来に向けて確実に継承し、更に発展させるために、海上の森を「愛知万博記念の森」として将来にわたって保全する。また、県内の身近な自然環境の適正な保全のための取組等を促進する場として活用するとともに、里山の安定的な生態系維持のため、自然の復元力に見合った自然資源の管理と循環的な利活用を継続して実践する。

○愛知万博の理念と成果を未来に継承、発展させる。

○将来にわたり海上の森の保全と、資源の循環的な活用を継続して実践するとともに、県内の身近な自然環境を保全する取組を促進する。

2 森林や里山の学習と交流の拠点づくり

県や協働する人たちとともに行う森林や里山に関する学習や交流から、自然の仕組みや大切さ、資源の循環利用、先人の知恵などを学び、考える拠点とし、次世代に向けた人材育成を図る。また、こうした実践活動や人づくりから、人と自然の豊かな関係づくりを目指す。さらに、県内始め全国的なネットワークをつくり、ここでの取組を森林整備や里山保全の先駆的なモデルとして、幅広く情報発信に努める。

○森林や里山での体験による学習と交流を進める。

○次世代に向けた人材の育成を図り、人と自然の豊かな関係づくりを目指す。

○ネットワークづくりや先駆的なモデルとして取組を情報発信する。

■ 海上の森保全活用計画 2035 の期間中に生じた課題等

1 愛知万博記念の森としての保全

- ・広葉樹林は落葉広葉樹から常緑広葉樹に遷移が進んでいるものの、広葉樹林の整備については多様な考え方があることから、森林整備が進んでいない。
- ・この地域特有の植物を有している湿地は、湿地周辺の植生遷移に伴う衰退や消失が確認されている。
- ・海上の森では多様な主体により調査が実施されているが、研究者間の情報共有が求められている。
- ・動植物の密猟や盗掘による被害が発生しており、対策の強化が必要になっている。
- ・2025 年9月に海上の森は自然共生サイトに認定されたことから、認定された増進活動実施計画に沿って、生物多様性の維持等に必要な取り組みを実施する必要がある。

2 森林や里山の学習と交流の拠点づくり

- ・調査学習会は年3回程度の開催計画であったが、2020 年度以降開催できておらず、自主的に調査できる人材の育成のためにも研修の再開が求められている。
- ・海上の森の森林整備を進めるために整備方針を定め実施していく必要があるが、調査や計画作成、実施を行う人材の育成が必要となっている。
- ・協働で里山保全活動等を行う NPO 法人海上の森の会は高齢化が進んでおり、実践する人材の減少が見込まれることから、人材の育成が求められている。

3 その他

- ・自然共生サイト認定を契機に海上の森に対する企業の関心が高まることが想定されるため、人工林の整備だけでなく、生物多様性を考慮した新たな企業連携の取り組みが必要になっている。
- ・愛知万博から 20 年が経過し海上の森の歴史等を知らない世代が増えているため伝承することが求められている。
- ・海上の森への来訪者は近年増えているが、多様な目的で来訪されていていることからニーズの把握と対応が求められている。
- ・海上の森に訪れ、散策や保全活動などをすることで来訪者のウェルビーイングに繋がることを県民に伝えることが求められている。

■ 海上の森保全活用計画 2035 のコンセプト

みんなで森のリデザイン～100年後の未来予想図～

- 1 愛知万博記念の森として引き続き保全していくため、森林や里山の現状や変化を把握し、県民参加によるワークショップ等を開催して、100年後の海上の森の姿を見据え、森林や里山の保全整備の方針を再確認します。
- 2 森林や里山を保全整備するための人材育成を進めます。
- 3 多様な主体との協働を一層推進します。
- 4 海上の森を県民のウェルビーイングを担う場所として活用します。

- 貴重な野生生物の生息・生育の把握に努め、特に保護すべき野生動植物については、必要な配慮を行う。
- 貴重種に関しては、特にその生息生育環境を一体的に保全し、その回復・再生を図る。
- 外来種の放逐や移植などは禁止し、既に入っている外来種についても、対策が必要な場合は速やかに除去等を実施する。
- 海上の森内での密猟・盗掘対策を、海上の森の会をはじめ県民と協力して実施し、動植物の保護を図る。
- 事業の実施にあたり、森林クレジットやクラウドファンディング、ふるさと納税などの活用を検討する。
- 海上の森の景観や人々のくらし、生活の文化を尊重する。また、生活者との協調・調和を図る。

■ 海上の森の保全と活用のための取組の基本的方向

1 愛知万博記念の森としての保全

森林・農地の保全・活用

- 海上の里地・里山の100年後の姿を県民が共有し、その実現に向けた取組を進められるよう、専門家、森林ボランティア、県民等が参加するワークショップを開催し、森林・里山の保全整備方針を見直す。
- 保全整備方針の見直しにあたって、県は航空レーザー計測等で得られた情報を活用して森林等の現況を把握するためのデータを収集し、県民等が理解しやすい形で提供する。
- スギ・ヒノキ人工林は森林整備を適切に行うとともに、伐採木を積極的に搬出し有効活用を図る。また、高齢林は一部皆伐と植栽により資源の循環を図る。実施にあたり森林経営計画を策定して計画的に実施する。
- 広葉樹林については、植生遷移に委ねることを基本とするが、保全整備が必要な箇所や、試験的に保全整備する箇所についての調査を実施し、小規模な試行と評価を繰り返して、今後の施業方針に反映させる。
- 海上の森の砂礫地における象徴的な植生であるアカマツ林や、点在する湿地についても、保全整備方針を立てて、優先順位をつけて保全に取り組む。
- 森林整備の実施にあたり、事業効果が分かるようなモデル林の設定や看板等を設置し、手を入れなかった森林と比較ができるようにするなど、県民への事業効果の周知を図る。
- 企業のCSR活動などによる森林整備活動を積極的に受け入れ、海上の森の適正な維持管理を図る。
- 農地やため池についても、里山の景観に配慮した保全整備方針の策定、整備、評価を繰り返す。
- 農地周辺では樹木の伐採による光環境の改善を図り、遊歩道沿いでは倒木、枯死木等の除去による歩行者の安全確保を図る。

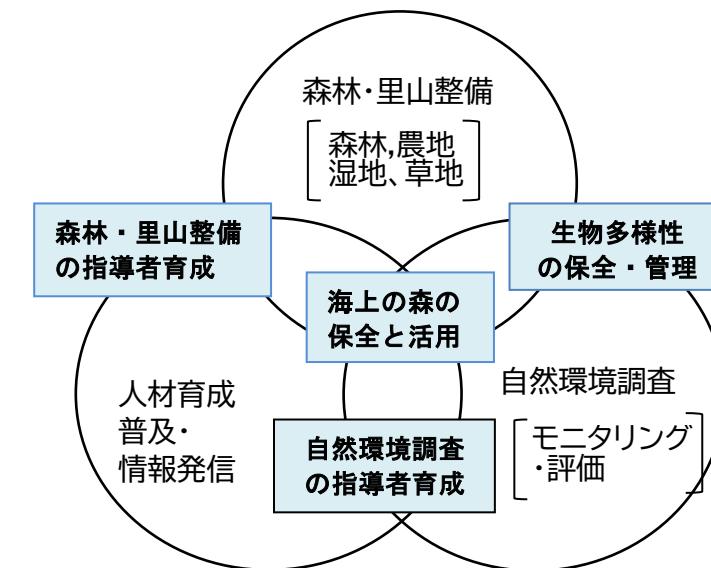
自然環境調査・保全活動

- 動物種及び植物種等自然環境の基本情報の集積を進めるとともに、そのデータベース化に取り組む。
- 自然共生サイトとして、地域生物多様性増進法に基づく認定増進活動実施計画に沿って、生物多様性の維持に資する活動を継続的に実施する。
- NPO法人海上の森の会が毎週実施する生物季節調査と連携し、貴重種、良好な環境の指標となる種などについての重点的な調査を実施する。
- 環境省が実施している「モニタリングサイト1000里地調査」と連携し、海上の森の環境の指標となる動植物の生息、生育状況の監視を継続する。
- 保全活動を実施する際には、できるだけ規制的手法に頼らず、企画立案の段階から県民等との自主的かつ積極的な参加を促進していく手法を基本とする。
- 保全のための事業実施や活用にあたっては、事前に植生や地形、土壌条件など、自然環境の状況を調査、観察する。
- 自然環境に影響を及ぼす場所においては、里山保全活動や自然観察等の実施は控える。やむを得ず調査等を実施する場合には専門家等の意見を聞くなど、環境への負荷を最小限にとどめる。
- 海上の森自然環境保全地域内では、保全計画に沿って保全策を実施する。

2 森林や里山の学習と交流の拠点づくり

- 入り込み者に対して、自然への過大な負荷や地元住民への迷惑行為などの無いように、「海上の森『散策のマナー』」により、マナー等の徹底を図る。
- 県民が円滑かつ効果的に自然とふれあうことができるよう、海上の森における自然学習の機会及び森林施業、農作業等の体験の機会の提供、海上の森における野生動植物等に関する情報の提供その他必要な措置を講ずる。なお、実施にあたっては、これまでに育成した人材を積極的に活用する。
- 県民等が県と協働して行う海上の森の保全及び活用のための取組が円滑かつ効果的に行われるよう、情報の提供その他必要な措置を講ずる。
- 自然環境に関する知識の普及や森林施業等の技術を習得する機会を設けることにより、実践的な活動を行い指導できる人材の養成・確保を図る。
- NPO・団体等多様な主体の活動に関する情報交換の場としてのセミナー等を開催することにより、協働・連携する多様な主体の交流を図る。
- SNS(ソーシャルネットワークサービス)をはじめとしたインターネットの活用や関係団体のネットワークにより、海上の森の保全及び活用のための取組や実施状況について、広く普及啓発・情報発信する。
- 海上の森の来訪者数と目的を調査し、ニーズに合った情報発信等を行う。
- 愛・地球博記念公園や瀬戸市万博記念公園(愛・パーク)などの連携を進める。
- あいち海上の森センターや海上の森へ来訪者が施設を快適に利用できるよう、施設の適切な維持管理に努める。

海上の森保全活用計画 2035 の取組イメージ図



■ 海上の森保全活用計画 2035における海上の森の保全と活用に向けた取組

取組事項	取組項目	取組方針	取組内容
1 愛知万博記念の森としての保全	全体	●保全整備方針の作成	<ul style="list-style-type: none"> 専門家、ボランティア、アカデミー修了生、県民等によるワークショップ開催 ワークショップ構成員による海上の森の自然・森林状況の調査 地域区分別と保全重要場所別の保全整備方針を作成 森林環境教育の場、森林整備の重要性をPRする場として活用 森林クレジットやクラウドファンディング、ふるさと納税などの活用を検討
	施設ゾーン	●海上の森の拠点施設強化	<ul style="list-style-type: none"> 遊歩施設内の景観の保全整備
	ふれあいの里	●農地及び里山の保全	<ul style="list-style-type: none"> 海上の里地・里山に期待する姿を共有し、その実現に向けた取組ができるよう地域住民や県民参加により里地・里山の保全整備方針を作成する 農地を体験学習の場と里山環境の保全として管理 保全農地の維持管理と様々な利用方法を検討 有機農法等生態系に配慮した農地の利用・管理を検討 農地周辺のタケ・ササ類の刈り払いと高木の伐採による光環境の改善 農地周辺のフェンスや電気柵の設置、山すその刈払いによるイノシシ等の獣害対策 県民参加によるため池の適切な管理や周辺の除草、水路補修 農地を継続的に管理できる人材の確保 保全農地などの活用方法を検討し、海上の里独自の景観を創出
	生態系保護区域	●自然環境の保全管理	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全地域の保全計画に基づいた保全・整備 湧水湿地やシデコブシ生育地の保全活動
	恵みの森	●広葉樹林等の試験的、部分的施業	<ul style="list-style-type: none"> スギ・ヒノキの人工林は森林経営計画を策定し健全な人工林の育成を目指す 県民参加により森林の保全整備方針を定めた上で湿地周辺の保全整備のための伐採や試験的伐採を実施 県民参加・企業連携による森林整備
	循環の森	●長伐期の資源循環型施業による管理	<ul style="list-style-type: none"> 県民参加により森林の保全整備方針を定めた上で取組を実施。 スギ・ヒノキの若齢の人工林は森林経営計画を策定し、利用間伐により伐採木の有効活用を図る 高齢の森林の択伐施業や小面積皆伐施業、植栽や天然下種更新等の施業を検討 適切に管理された森林と放置された森林を比較できる展示林をつくる 森林整備の案内看板を設置するなどして、森林整備の必要性のPRや人材育成に活用 企業連携による森林整備の推進
	野鳥・古窯の森	●潜在自然植生への誘導	<ul style="list-style-type: none"> オオタカ・ハチクマなどが営巣する可能性のある大木は保全しつつ、自然の遷移に委ねる 県民参加により森林の保全整備方針を定めた上でアカマツ林の保全などの取組を実施 県民参加による森林環境教育の場として活用 野鳥の保護や古窯の保全
	1-2 自然環境の保全	●自然環境の調査 ●自然環境の維持保全 ●研究者間の情報共有 ●自然環境情報等の情報収集・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 委託や協働する団体等の協力のもとに調査・分析を行い、その結果を評価・情報発信する 委託調査、生物季節調査、モニタリングサイト1000、その他自主調査 貴重な野生生物の維持保全 新たに対策が必要な種を例示 外来種の駆除方針 密猟・盗掘対策 研究者間の情報共有のための協議会等の設置 他地域の自然環境や里山保全活動の情報を収集し、展示・情報発信

2

森林や里山の学習と交流の拠点づくり

2-1 体験学習の実施

- 里と森の教室
- 調査学習会
- キッズアカデミー

【里と森の教室】

- ・農作業体験と森に関わる体験を通じて、里山での活動に必要な基本的技術を習得する

【調査学習会】

- ・動植物を実際に見て触れて体感しながら調査に必要な知識を習得する

【キッズアカデミー(森のがっこう、森のようちえん)】

- ・幼児体験フィールドや遊歩施設を活用して森の楽しさやおもしろさを、子どもと大人が同時に体験・共有して学ぶ

2-2 人材の育成

- 森林・里山整備の指導者の育成
- セミナー等の開催
- 多様な主体の参加の促進

【指導者の養成】

- ・森林や里山との関わりを理解し、保全整備の方針をデザインするとともに実践し、森林資源の活用方法等を普及・啓発できる人材の養成

- ・自然や森林の健全度の評価(森の健康診断)ができる人材の育成

- ・人と自然の関わりを理解しコーディネートできる人材の育成

- ・森林の調査測量や施業方法などの技術を持った人材の育成

- ・海上の森において里地・里山の再生活動に携わる人の育成

【セミナー等の開催】

- ・海上の森をベースに県民組織や企業により実施された取組状況などの活動発表やシンポジウム等を開催

【多様な主体の参加の促進】

- ・NPO 法人海上の森の会や地元自治会等を中心とした協働体制づくり

- ・企業や関連施設等との連携強化

- ・協働による体験学習事業の充実

- ・人材の育成として森林・里山保全の実践講座、交流会の開催

3 海上の森の取組や成果の普及・情報発信

- 海上の森についての理解と普及
- ネットワークづくり
- 情報発信・成果報告
- 森林・里山実践モデル事例の情報提供

- ・体験学習の実施

- ・展示

- ・インターネットの活用

- ・海上の森調査報告書やムーアアカデミー通信等情報誌の発行

- ・あいち海上の森センターを NPO 等の交流拠点として関連施設や活動団体等とのネットワーク体制の構築

- ・シンポジウムの開催

- ・来訪者のニーズ等の把握・分析

- ・海上の森の保全の経緯や海上の森での活動により得られる効果(ウェルビーイング等)について情報発信

- ・森林整備や里山再生の実践モデルを設定・検証し、取組事例として情報提供

4 施設管理と運営

- 施設管理
- 海上の森運営協議会

【施設】

- ・本館、遊歩施設、里山サテライト、その他(案内板・標識、入口駐車スペース、歩道・管理道など)の適切な維持管理

【海上の森運営協議会】

- ・海上の森における保全と活用の取組の推進及びあいち海上の森センターの適正な運営を図るために設置

5 協働・連携の推進

- 多様な主体の参画

- ・NPO 法人海上の森の会、その他団体、地元、地権者、学校、関連施設、企業等との連携

- ・専門家、ボランティア、県民等によるワークショップで海上の里地・里山の保全整備方針を見直し、実現に向けた取組を行う

- ・「海上の森企業連携プロジェクト」による保全活動

- ・海上の森サポート登録制度

- ・海上の森アカデミー修了生の活動支援

- ・海上の森で活動する団体間の連携や協力体制づくり

- ・企業等連携活動の自主的活動の拡大と林業経営体等との連携体制づくり

- ・地元住民などが参加・協力促進のしくみづくり

- ・山口地区の季節の文化や伝承を伝える場